

## 会 議 録

件 名	令和5年度綾川町特別職報酬等審議会
日 時	令和5年11月13日（月） 13:25～14:05
場 所	綾川町役場 3階 第6会議室
出席者	<p>◎綾川町特別職報酬等審議会委員（6名）  野中邦夫委員 川田喜義委員 射場 洋委員  片山美子委員 岡田博子委員 三谷朋幹委員</p> <p>◎町事務局（3名）  総務課長 宮前昭男 総務課副主幹 田辺由花  総務課主査 田山莉菜</p>
欠席者	◎綾川町特別職報酬等審議会委員（1名） 碓石眞己委員
<p><b>【概要】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 委嘱状交付</li> <li>2. 町長あいさつ（副町長）</li> <li>3. 会長選任</li> <li>4. 議事 <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）職務代理者の選任 川田委員</li> <li>（2）諮問</li> <li>（3）町長、副町長及び教育長の給料の額並びに議長、副議長及び議員の報酬の額について <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料説明</li> <li>・質疑応答</li> <li>・答申内容決定</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol> <p><b>【内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 委嘱状交付</li> <li>2. 町長あいさつ（副町長）</li> <li>3. 会長選任 事務局からの推薦により野中邦夫委員に決定</li> <li>4. 議事 <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）職務代理者指名</li> </ol> </li> </ol>	

野中会長の指名により川田喜義委員に決定

(2) 諮問（諮問書別添）

事務局にて読み上げ、委員へ写しを配布

(3) 町長、副町長及び教育長の給料の額並びに議長、副議長及び議員の報酬の額について

(資料説明)

以下の資料に基づき事務局より説明

- ・資料－1 香川県内市町の比較
- ・資料－2 人事院勧告について
- ・資料－3 綾川町職員の給与等について

(質疑応答)

(委員)

基本的に人事院勧告で期末手当の引上げという考え方で、案が出ているようであるが、県内でも特別職の報酬等については、そんなに上がるような状況がないようですが、他市町の報酬等の見直し等があったところの状況はどうなのでしょう。

(事務局)

各町の条例や町村長会に提出されている資料も確認したが、最近、上がってるところはありませんでした。

(委員)

人事院勧告の部分については、従来でも特別職の期末手当だけで勤勉手当はないということであるが、当然、それは今言うような取り扱いをしてあげるということで今まで来ているから、そういった形で進めていかなければいけないんですかね。どうなのでしょう。

(事務局)

綾川町は、期末手当が上がったり下がったりしたらその分だけ上げたり下げたりをしており、特別職とか議会議員については、定めがありませんので、各市町の審議会でも議論して上げたり下げたりしています。事務局にて調べた限りでは、県内の他の町では、勤勉手当も含めた率で上げたり下げたりしているところもありますので、それは各自治体によって、取扱いは様々ようです。

(委員)

確認をしたいのですが、結論から言うと、人事院勧告に準じての取り扱いをしようとしている。その中で、特別職については、期末・勤勉手当の内、期末手当の 0.05

月分を今回アップしようという話ですね。

また、俸給表いわゆる報酬については、1.1%上がる改定であるが、それは据え置き、期末手当の0.05月分の引き上げだけ今回、特別職に適用しようという内容で事務局の方は考えているのか。

(事務局)

他市町においては、今回の勧告に伴い、特別職の給与及び議会議員の報酬についての引き上げの状況については、全てではありませんが、県内の町の情報収集をしております。給料・報酬は据え置きで上げる予定がないと、回答をいただいているところもあります。

期末手当につきましては、今回の勧告に基づいて一般職と同様、0.05月分の引き上げを予定というところもあります。

市町によっては、期末・勤勉手当の引上げ分、今回で言いますと0.1月分を期末手当で引き上げるところもあるようです。

その適用の仕方につきましては、各市町の審議会等での審議の結果というところがありますので、本町におきましては、今、委員から確認ということでございますけれども、近隣町の状況も踏まえまして、基本の特別職の給料並びに議員の報酬につきましては据え置き、そして、期末手当については、一般職における0.05月分に準じまして引上げという改定を行いたいというところであります。

(委員)

そのほかに質問、意見なし。

(答申内容の決定)

(会長)

これまでの事務局からの説明、委員のご意見により、町長、副町長及び教育長の給料の額並びに議長、副議長及び議員の報酬の額については、今回は「据置き」、期末手当の支給月数については人事院勧告における一般職の引上げに準じ「0.05月分の引上げ」が妥当だと考える。委員の皆様はいかがか。

(委員)

異議なし。

(会長)

本日の皆さまのご意見により、答申書は町長、副町長及び教育長の給料の額並びに議長、副議長及び議員の報酬の額は「据置き」、期末手当の支給月数については「0.05月分の引上げ」の内容にて作成する。内容は私に一任していただけるか。

(委 員)

全員承諾。

(会 長)

町長に答申後、委員の皆さまには郵送でお送りするのでご確認いただきたい。

(議事終了)